

かんでん天然水ご利用規約（famfit 購入プラン）

プレミアムウォーター株式会社（以下「本部」といいます。）は、飲料水（以下「本商品」といいます。）の宅配方式による販売及び本商品専用ウォーターサーバー（以下「本製品」といい、本商品と総称して「本商品等」といいます。）の提供サービス（以下、併せて「本サービス」といいます。）を運営しています。この「かんでん天然水ご利用規約（famfit 購入プラン）」（以下「本規約」といいます。）は、本部とお客様との間で成立する本サービスの利用に関する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を規定するものです。

第1条 定義

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項（前文及び別記等の内容を含みます。以下同様とします。）において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

- (1) 『営業日』とは、日本国の暦における土日祝休日及び本部が指定する年末年始の営業休止日を除く日をいいます。
- (2) 『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
- (3) 『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
- (4) 『休止』とは、お客様が希望して本商品の定期配送を一時的に止めることをいいます。なお、お客様が本製品の購入を割賦払いでご契約の場合、『休止』の期間においても割賦金のお支払いは毎月発生するものとします。
- (5) 『停止』とは、本部が強制的に本商品の定期配送を止めることをいいます。なお、お客様が本製品の購入を割賦払いでご契約の場合、本サービスが『停止』された時点で、本部が別途指定する期限までに割賦金の残債務を一括でお支払いいただくものとします。
- (6) 『解約』とは、『申出解約』及び『強制解約』をいいます。
- (7) 『申出解約』とは、お客様が本サービス利用契約の解約を本部へ通知し、本部の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。
- (8) 『強制解約』とは、お客様が第14条3項各号のいずれかに該当し、本部が強制的に本サービス利用契約の解約をおこなうことをいいます。
- (9) 『解約確認日』とは、『申出解約』の場合はお客様の解約通知を本部が確認した日を、『強制解約』の場合は第14条3項各号記載の事由が発生したと本部が合理的な理由により認めた日をいいます。
- (10) 『解約日』とは、『解約』において本部が定める手続きが完了した日をいいます。
- (11) 『時間帯指定配送』とは、本部が配送を委託する配送事業者が別途定める暦日、曜日又は時間帯

の範囲内でお客様が指定する内容に従って本商品等をお届けするサービスとなります。ただし、配送事業者の都合により、この時間帯指定配送をおこなうことができない場合があります。また、配送先が法人となる場合、時間帯指定配送のご利用はできません。

- (12) 『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- (13) 『お支払者様』とは、第9条12項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
- (14) 『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる方をいいます。
- (15) 『お客様』とは、原則としてご契約者様ご本人をいいます。ただし、ご契約者様とお支払者様が異なるときは、本規約中の『お客様』の表記を適宜『ご契約者様』又は『お支払者様』に読み替えるものとします。
- (16) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期（その変更の届出があるときはその変更後の配送周期）に従って本部が本商品を配送することをいいます。
- (17) 『追加配送』とは、お客様が定期配送される本商品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、本部が本商品を配送することをいいます。
- (18) 『代金等』とは、お客様が本規約に基づいて支払う本商品の代金、本製品の代金その他一切の金員をいいます。
- (19) 『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
- (20) 『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。

第2条 本サービスのお申込み及び契約成立

- 1. お客様は、本規約に同意の上、所定の方法により本サービスのお申込みをおこなうものとします。なお、お客様による本サービスの申込みがあるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
- 2. 本サービスの利用条件及び利用資格は以下各号のとおりとします。なお、以下各号の詳細は、別記に定めるものとします。
 - (1) 本サービスは、原則、20歳未満の方はお申込みいただけません。
 - (2) 本サービスでご利用いただける決済方法は、クレジットカードのみとします。
 - (3) 別記に定める本サービスの提供外地域を除いた地域で本サービスをご利用いただく必要があります。
 - (4) その他利用条件及び利用資格を定めている場合にはこれらを遵守いただく必要があります。
- 3. お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、お客様情報として別記に定める各項目を届け出るものとします。（以下、届出いただいた各項目を総称して「届出事項」といいます。）
- 4. お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、別記に定めるお客様の希望

する配送のルール of 各項目を届け出るものとします。(以下、届出いただいた各項目を総称して「配送基本ルール」といいます。)

5. お客様は、本条 3 項及び本条 4 項に基づいて本部に届出事項及び配送基本ルールを届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)が生じた場合については、お客様がこれを負担するものとします。
6. 本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品 1 台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。本部は、お客様による本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。
7. お客様は、本サービスのお申込みにあたり、本部に対し、本製品 1 台につき別記に定める初回登録事務手数料を支払うものとします。
8. 本部は、お客様に対する本製品の初回配送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条 6 項の承諾を取り消すことができるものとします。
9. 本部は、サービス提供に関する内容について、電子メール、携帯メール、SMS、MMS 等の電子的手段でお客様の電子機器やモバイルデバイスに直接ご連絡、又は公式ホームページ、公式アプリにてご案内する場合があります。なお、お客様はこれを承諾するものとします。ただし、お客様は、これらの案内を拒否するときは、本部が別途指定する方法で届け出るものとします。ただし、お客様は、この届出があったとしても、本商品等に関する事故、本商品等の配送に対する障害となる事象の発生その他本サービスの利用に関して注意喚起を要する事象等が発生したときは、本部から連絡することがあることを承諾するものとします。

第 3 条 届出事項及び配送基本ルールの変更

1. お客様が届出事項及び配送基本ルールの変更を希望されるときは、別記に記載のかんでん天然水カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」といいます。)へご連絡ください。
2. 本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又は公式アプリ、カスタマーセンターへ変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
3. 本条 2 項の届出がないために、本部からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。

4. 届出事項及び配送基本ルールの各項目の変更内容の適用は、原則、その変更を受け付けた日の翌日までにおこなわれるものとします。ただし、お客様が届け出た内容に不備がある場合又はやむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。
5. お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページの ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を厳重に管理するものとし、この ID 等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
6. お客様の ID 等に関する管理が不十分であること、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、お客様自身が負うものとし、本部の責めに帰すべき理由がある場合を除き、本部は一切の責任及び義務を負わないものとします。
7. 本部は、お客様に対して設定した ID 等を介しておこなわれる本サービスの利用はこの ID 等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき理由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。

第 4 条 注文及び配送

1. 本商品は、配送基本ルールに従って定期的にお客様に配送されます。配送は本部指定の配送事業者がおこないます。お客様による配送事業者の指定は承りません。
2. お客様は、定期配送以外に臨時に本商品が必要となった場合、追加配送をカスタマーセンター若しくはマイページより注文いただけます。
3. 本部は、お客様から本条 2 項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、別途本部が指定する日以降に追加配送の注文を受けた本商品をお客様に配送するものとします。
4. お客様は、お客様が指定される配送地域等により別途送料をお支払いいただく場合があることを了承するものとします。
5. 本部は、お客様の注文が本規約に違反し、若しくはそのおそれがある場合には、合理的な裁量のもとでその注文に応じず、又はこの違反のおそれが解消されたものと判断するときまで注文に基づく本商品の出荷その他の対応を停止することができるものとします。
6. 配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、お客様は、本部に対し、別記に定める配送事務手数料をお支払いいただきます。お客様は、本商品等に契約不適合（本部が定める本商品等の種類、品質又は数量その他本サービス利用契約の内容との不適合をいいます。以下同様とします。）がある場合等を除き、お届けされた本商品等を返品できないものとします。ただし、お客様は、お届けされた本商品等が注文した本商品等と異なる場合、送料本部負担にてこれらの交換・返品をおこなうことができます。
7. 自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第 21 条 1 項各号に定める事由を含みます。）により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。
8. 配送事業者の都合又は交通事情、その他配送事業者の配送事情によりご指定の暦日、曜日又は時間帯に配送できない場合があります。したがって、本部は、お客様から指定された内容に従って配送事業者が本商品等を確実に配送することを保証しません。ただし、本部は、お客様から指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。

第5条 検査

1. お客様は、本製品の引き渡し後、1週間以内に本製品の検査をするものとします。
2. お客様は、前項の検査により本製品に契約不適合が存在し、又は本製品に契約不適合があると判断したときは、本部に対して、本製品の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができます。この場合は、本部は自らの裁量により、別途合意した期限内に無償で本製品を修補し、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完をするものとします。
3. 本条1項に定める期間内にお客様から本部に対して本条2項に基づいた請求がない場合、本製品は検査に合格したものとみなします。

第6条 危険負担

本製品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものはお客様の責めに帰すべき事由がある場合を除き本部の、引渡し後に生じたものは本部の責めに帰すべき事由がある場合を除きお客様の負担とします。

第7条 契約不適合責任

1. 本製品に第5条1項に定める検査で発見できない契約不適合があったときは、本部は自らの裁量により、当該本製品の無償による修補、代替品の納入もしくは不足分の納入等の方法による履行の追完、代金の全部又は一部の減減若しくは返還その他必要な措置を講じます。
2. お客様は、契約不適合につき本サービス利用契約締結前に知っていたとき又は契約不適合がお客様の責めに帰すべき事由によるものであるときは、履行の追完、代金の減減、又は損害賠償の請求及び契約解除をすることはできません。この場合において、お客様が本部に対し、修補、代替品の納入若しくは不足分の納入等を希望する場合、お客様は本部が指定する金額をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、第5条1項に定める検査では直ちに発見することができない契約不適合（数量の相違を除きます。）を発見したときは、引渡し後3か月以内に本部に対してその旨の通知を発しなければ、履行の追完、代金の減減、又は損害賠償の請求及び契約解除をすることはできません。
4. お客様は、履行の追完又は代金の減減請求をした場合においては、損害賠償の請求及び契約解除をすることはできません。

第8条 引渡し及び所有権留保

1. 本製品は、本契約の成立後、申込書記載の時期又は本部がお客様と別途合意した時期に、本部からお客様に引き渡されます。
2. 本製品の所有権は、本製品の代金が完済されるまで、本部に留保されます。お客様は、本製品の所有権が本部からお客様へ移転する前に、第三者から本製品の所有権を侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を本部に連絡するとともに、本部が本製品を所有していることを主張証明して、本製品の所有権侵害のおそれの排除に努めるものとします。

第9条 利用料金及びその支払い

1. お客様は、本部に対し、定期配送及び追加配送の出荷実績その他本サービスの利用状況等に基づき、別記に定める料金及び条件に従って本商品の代金を支払うものとします。
2. お客様の選択する決済手段によって別途手数料が発生する場合、お客様はこの手数料を負担するものとします。
3. 本部による本商品の代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。
4. お客様は、本部に対し、お客様の選択する支払方法に従って別記に定める本製品の代金を支払うものとします。
5. 本部による本製品の代金の請求は、以下各号に定めるとおりとします。
 - (1) 一括払いの場合、本部によるお客様への本製品の代金の請求は、原則としてお客様による本サービスのお申込日の翌日におこなわれるものとします。
 - (2) 割賦払いの場合、初回の割賦金の請求は、本製品の配送予定日の属する月の末日におこなわれるものとし、以後、各月の末日に割賦金の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。
6. お客様は、決済方法について、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守又は承諾していただくものとします。
 - (1) 本サービスは、クレジットカードによるお支払いを条件に提供されます。クレジットカード決済がご利用いただけないお客様は、本サービスのご利用及び継続することができません。
 - (2) お客様から本部の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限、その他の情報が変更又は更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客様に通知することなく、お客様の新しいクレジットカード番号、有効期限、その他の情報が本部の指定する決済システムの運用事業者へ通知される場合があります。この場合、お客様は新しいクレジットカードにより本部に代金等を異議なくお支払いいただくものとします。
 - (3) お客様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードより継続して代金等がお支払いされることとなります。お客様はこの点につき了承するものとします。
 - (4) お客様において、クレジットカード事業者により立替払いされた代金等につき、クレジットカード事業者の規約に基づきお支払いをされなかった場合、お客様は、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により、決済が取り消される可能性があります。
7. お客様に登録いただいたクレジットカードが何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、お客様は、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従って、本部に対しお支払いいただくものとします。この場合、お客様が新たに有効なクレジットカードを登録されたときは、本部から別段の指示がある場合を除き、この最新のクレジットカードで、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただきます。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第13条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるものとし、お客様が本製品の購入を割賦払いでご契約の場合、本サービスが『停止』された時点で、本部が別途指定する期限までに割賦金の残債務を一括でお支払いいただくものとします。
8. 本条7項に基づき、本部が別途指定する決済方法が請求書による支払いの場合、お客様は送付先1か

所につき事務手数料 **300 円（税込 330 円）/枚**を負担するものとします。その請求書の支払期日まで
に支払いが無かった場合、再請求発行手数料 **355 円（税込 390 円）/枚**がかかる場合があります。

9. 代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、
これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利 14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいた
だきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないま
す。
10. お客様への領収書の発行は、本部が指定する方法によっておこなわれるものとします。
11. お客様が本部に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
12. 本サービスのご利用にあたり、ご契約者様と異なる名義による代金等の決済は受け付けておりません。
ただし、ご契約者様と緊密な関係にある者として本部が特に認めた場合に限り、ご契約者様と異なる
方の名義による代金等の決済を受け付けます。
13. ご契約者様は、お支払者様が代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者様に代わって遅滞すること
なく適切に代金等の全部を支払えることを表明し、保証するものとします。万が一、お支払者様が代
金等の全部又は一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者様は、以後、本部が指定する方法に従い、
お支払者様によるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を支払う義務を負うものとします。
14. 本部は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することが
できるものとします。

第 10 条 代金等の回収

1. お客様は、本規約上の規定により本部に対して支払う料金その他の債務に係る債権につき、本部が別
途指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対して当該債権を譲渡し、又はその債権の
回収業務を委託することにつきあらかじめ承諾していただくものとします。
2. 本部及び請求事業者は、本条 1 項に基づいて債権譲渡又は債権回収業務の委託をおこなう場合であっ
ても、お客様への個別の通知又はお客様からの個別の承諾を要しないものとします。
3. お客様は、債権譲渡先又は債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を本部
に開示することがあることにつきあらかじめ承諾していただくものとします。

第 11 条 遵守事項等

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものと
します。
 - (1) 本商品記載の賞味期限内に消費すること
 - (2) 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って設置及び取り扱うこと
 - (3) 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って各部位のお手入れをおこなうこと
 - (4) 本製品には本部から直接に提供される本商品を使用するものとし、また、本製品に他社の商品を
使用しないこと
 - (5) 本製品の水漏れに備え（ボトル差込み不良、誤った使用方法等）、床下暖房、絨毯、床下配線等が
ある場所への設置を避けるとともに、本製品に付属する説明書に従って適切に本製品を使用する
こと

- (6) 本製品の使用にあたっては、幼児その他本製品の使用方法を適切に理解することが困難な者が容易に本製品を使用することがないように適切な注意を払うこと
 - (7) 本部に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
 - (8) 本部による事前の承諾を得ることなく、営利目的で本サービスを利用しないこと及び有償又は無償の如何を問わず本商品等並びに契約上の地位を第三者に対する譲渡、転貸又は担保権の設定の目的としないこと
 - (9) 代金等の支払いが合理的に可能な範囲内で本サービスを利用するとともに、本商品等の注文等は自らが合理的に消費等できる数量に留めること
 - (10) 本項 1 号から 9 号までに定める事項のほか、本部が別途指定した禁止行為をしないこと
2. 本部は、本商品の追加配送、本サービスの『休止』、『申出解約』、『製品変更』、『利用開始前キャンセル』の申出、届出事項及び配送基本ルールの変更等の各種申出について、原則としてご契約者様からの申出のみ受け付けるものとします。また、本部は、お申出をされた方がご契約者様本人であるかを確認するため、合理的な措置を講じることができるものとし、お申出いただいた方はこれに協力いただくものとします。ただし、配送基本ルールの変更等については、ご利用者様からの申出も受け付けさせていただく場合があります。

第 12 条 本サービスの『休止』

1. お客様が本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンター若しくはマイページよりご依頼いただくものとします。
2. お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止事務手数料を支払うものとします。ただし、お客様が本製品の購入を割賦払いでご契約の場合、『休止』の期間においても割賦金のお支払いは毎月発生するものとします。

第 13 条 本サービスの『停止』

1. 本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとします。なお、お客様が本製品の購入を割賦払いでご契約の場合、本サービスが『停止』された時点で、本部が別途指定する期限までに割賦金の残債務を一括でお支払いいただくものとします。
- (1) 第 14 条 3 項各号（第 8 号及び第 9 号を除きます。）のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合（お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）
 - (2) 第 14 条 3 項各号（第 8 号及び第 9 号を除きます。）のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
 - (3) 本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。た

だし、第 12 条 1 項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)

(4) 本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合

(5) 本項 1 号から 4 号までの各号に類する事由がある場合

2. お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、別記に定める期間に応じて、連続して『停止』されたとき（本商品が配送されなかったとき）は、本部に対し、停止事務手数料を支払うものとします。
3. お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条 1 項各号のうちお客様の該当する『停止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
4. 本部は、本条 1 項各号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第 14 条 3 項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。

第 14 条 本サービスの『解約』

1. お客様は本サービスの『解約』がある場合、本規約に基づいて発生する本部に対する一切の債務を本部が指定する期日までにお支払いいただくものとします。
2. 本製品の購入を割賦払いで契約されたお客様が、本製品の代金を完済される前に『解約』がある場合、お客様は、別記に定める割賦金の残債務を一括でお支払いいただくものとします。
3. お客様が以下各号のいずれかの事由に該当した場合、本部は、何らの通知・催告等をせずに『強制解約』をおこなうことができます。
 - (1) お客様がお申込みに際し、氏名や住所等お客様の特定、信用状況又は本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) 代金等のお支払いを 1 回でも遅延した場合
 - (3) お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
 - (4) 本部及び本サービスの提供にかかわる第三者の名誉を毀損又はその他の権利を害した場合
 - (5) ほかのお客様の迷惑となる行為があった場合
 - (6) 第 11 条記載の遵守事項その他本規約上の義務に違反した場合
 - (7) 本項 1 号から 6 号までの各号に類する事情により、本部がお客様への本サービスの提供を不当であると判断した場合
 - (8) お客様が第 12 条 1 項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して 119 日間を経過するときまでに、連続して本商品の配送が確認できない場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）
 - (9) 本部が第 13 条 1 項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して 119 日間を経過するときまでに、連続して本商品の配送が確認できない場合（当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。）
 - (10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他不当な目的のもとで経済的利益を追求する団体又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）

す。)に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合

(11)お客様又はお客様が第三者を利用して、本部及び委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合

(12)本項 1 号から 11 号に定めるほか、その他の事由により本部とお客様との間の信頼関係が著しく破壊された場合

4. お客様が本条 3 項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。
5. 本条 1 項から 2 項に定める手続きが完了したことを本部が確認した日を『解約日』とします。

第 15 条 本製品の『製品変更』

1. お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
2. お客様は、本条 1 項で定める期日の経過後に『製品変更』を申し出た場合、既に本部から本製品を出荷しているため、本部に対し、別記に定める変更事務手数料を支払うものとします。

第 16 条 本サービスのキャンセル

1. お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
2. お客様は、本条 1 項で定める期日を経過してから本製品を受領するときまでの間に『利用開始前キャンセル』を希望する場合、原則として、別記に定める事務手数料をお支払いいただくものとします。
3. お客様は、本製品を受領した後は、原則、本サービスの申込みをキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望するお客様は『申出解約』をおこなうものとします。また、『申出解約』は第 14 条 1 項及び 2 項に定める義務の履行を確認した時点で手続きが完了するものとします。
4. 本条 2 項及び 3 項の定めにかかわらず、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権又は解除権（クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。）が認められている場合であって、お客様はこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセル又は『解約』を希望されるときは、本条 2 項で定める事務手数料をお支払いいただく必要はありません。なお、お客様が本製品の購入を一括払いでご契約の場合、すでにお支払いいただいた本製品の代金は、速やかにその全額を本部より返還するものとします。

第 17 条 回収サービス

1. お客様が本サービスの利用を終了し、不要になった本製品について回収を希望する場合、別途本部に対し回収を委託することができます。

2. お客様は、前項の回収を本部に委託する場合、別記に定める回収費用を、本部が指定する方法でお支払いいただくものとします。
3. 回収された本製品（本製品に付属する部品も含みます。）の所有権は、本部に帰属するものとします。

第 18 条 個人情報の取扱い

1. 本部は、本サービスを提供するために、お客様（法人のお客様の場合は、その組織に帰属する個人）に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（2003 年法律第 57 号）第 2 条 1 項の定義に従います。以下同様とします。）を提供いただくものとします。この場合における利用目的は別記に定めるとおりとします。
2. お客様は、本部に対して提供する情報が十分でない又は不正確である場合には本サービスの提供が十分に受けられない可能性があることをあらかじめ了承するとともに、このことによって生じる不利益について本部に対して異議を申し立てないものとします。
3. お客様は、本サービス利用契約の申込みの前に、本部が別途定めるプライバシーポリシー（URL：<https://kandentennensui.premium-water.net/privacy/>）を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。
4. 本規約に定めるほか、本部が本サービスに関して取得するお客様に関する情報の利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、本部が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

第 19 条 本サービスの利用契約の移転

1. 本部は、本サービスの利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスの利用に関して本部が知るお客様に関する情報は、第三者に移転するものとします。
2. 本部は、本条 1 項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客様に対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
3. 本条 1 項が適用される場合、契約上の地位を移転する本部は、移転先となる第三者の名称等をお客様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客様は、本部が指定する連絡先（特段の指定がないときはカスタマーセンター）宛てにご連絡いただくものとします。なお、本部がこの通知を送付してから 7 日以内にご連絡がない場合、お客様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものと取り扱います。

第 20 条 損害賠償等

1. お客様は、本サービス利用契約への違反又はその履行に起因又は関連して本部に損害を与えた場合、この損害を賠償いただくものとします。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。
2. お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

第 21 条 免責及び責任制限

1. 本部が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、本部はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、本部の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
 - (1) 天災・地変等の災害を被ったとき
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
 - (3) 悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき
 - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
 - (5) 本項 1 号から 4 号までの各号に類する事由が生じたとき
2. 本条 1 項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『停止』することができます。ただし、この場合、『停止』期間中には別記に定める停止事務手数料は発生いたしません。
3. 本部は、本部との間で本サービス利用契約を締結しているお客様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、本部の承諾なく本商品又は本製品を取得した第三者に対して何ら本サービス利用契約上の責任を負わないものとします。
4. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本サービス利用契約に関して本部がお客様に対して負担する損害賠償の範囲は、本部の責めに帰すべき事由により又は本部が本サービス利用契約に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、本部の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、拡大損害は賠償の範囲から除かれるものとします。
5. 本条 4 項の規定は、本部の故意又は重過失によってお客様（消費者契約法（2000 年 5 月 12 日法律第 61 号）第 2 条 1 項で定義する「消費者」に該当する場合に限ります。）に損害を与えた場合又はその他の本サービス利用契約に対して適用される法令に抵触する場合には、これを適用しないものとします。
6. お客様は、本部による本サービス利用契約の履行にあたってはお客様ご自身の協力が必要となる事項があること（本商品等の配送及び回収を含みます。）をご了承いただくものとし、本部はお客様の協力が得られるように合理的な努力をおこないますが、この協力が得られないことによって本部がこの履行をおこなうことができないときはその未履行について責任を免れるとともに、本部による本サービス利用契約の未履行によってお客様が被る不利益等についてはお客様ご自身で負担いただくものとします。
7. 本部は、本商品等の製造又は販売中止により修理・代替品の交換、提供が不可能となった場合、当然に本サービス利用契約を終了することができるものとします。

第 22 条 保証

1. 本製品の製品保証期間は、利用開始日から 5 年間とします。ただし、製品保証期間内にあっても、お客様の責めに帰すべき事由がある場合、及び別途定める製品保証規定第 2 条に該当する場合は、製品保証の対象外となります。
2. 製品保証期間を経過した後の修理につきましては、本部の責めに帰すべき事由を除き、有償での対応

となります。

第 23 条 配送地域の制限等

1. 本部は、お客様の指定する配送先が、本部が別途指定する地域内（以下「指定地域」といいます。）にあるときは、お客様の事前の同意を要することなく、お客様に配送する本商品の種類を別途本部が指定する種類（以下「指定商品」といいます。）に制限又は変更するものとします。また、お客様が配送先を指定地域内に変更した場合も同様の措置を講じるものとします。
2. 本条 1 項の適用により指定商品をご利用のお客様が配送先を指定地域外に変更した場合には、本部は、変更後の配送先を基準にお客様のご負担の有無その他の事情に照らして適切と判断する種類の本商品をお客様に提供いたします。
3. 本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。
4. 本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条 3 項の変更をおこなう場合、第 25 条 1 項から 3 項までの各規定に準じた手続きをおこなうものとします。

第 24 条 委託

本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の配送及び回収等の業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第 25 条 規約及び代金等の変更、承認

1. 本部は、お客様に対する事前の承諾の取得及び個別の通知をおこなうことなく、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて、いつでも本規約の定め（別記の内容を含みます。）並びに代金等、本サービスの内容及び条件等（以下、これらを総称して「規約等」といいます。）を適正な範囲において変更することができるものとします。ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える変更やお客様への十分な配慮が必要となる変更となる場合は、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともにお客様に対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。
2. 本条 1 項に基づく変更は、本部が公式ホームページへの掲載その他適切と判断する方法によってお客様に対して告知することによっておこなうものとします。ただし、本部は、本条 1 項に基づく変更にあたり、規約等の変更内容に応じた効力発生日を定めるとともに、変更をおこなう旨及び変更後の規約等の内容及び効力発生日を告知するものとします。
3. 本条 1 項に基づく変更の効力は、本条 2 項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。
4. 本部は、本条 1 項に基づく規約等の変更の効力が適法に生じた場合、お客様が変更後の規約等に同意したものとみなして変更後の規約等を適用するものとします。

第 26 条 特約の適用

1. 本部は、お客様個別に特別の合意・約束（以下「特約」といいます。）をおこなうことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2. 特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

第 27 条 準拠法

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 28 条 分離可能性

本規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 29 条 裁判管轄

本部とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両方で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条 本商品の特定

1. 本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の水源のなかから選択する水源で製造された本商品を、お客様が本部に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所（第 3 条 2 項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます。）に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提供にあたり、水源の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する水源で製造された本商品をお客様に配送するものとします。
2. お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の水源を選択することはできないものとします。
3. 本部は、お客様に対し、本条 1 項に基づいてお客様に配送する本商品の具体的な内容（水源を含みます。）を本部が合理的であると判断する方法によって、これを告知するものとします。

第 31 条 その他

1. 本部は、本部が別途定める「プレミアムウォーターポイント利用規約」（以下「ポイント利用規約」といいます。）に基づき、本サービスの利用に関連して、本部の裁量により、お客様にポイントを付与することができます。このポイントの付与及び利用等に関してはポイント利用規約が適用されます。
2. 本部は、お客様から有料設置サービスのお申込みがあるときは、本部が別途定める「有料設置サービス利用規約」（以下「設置サービス利用規約」といいます。）に基づいて、お客様に対して有料設置サービスを提供することができるものとします。この有料設置サービスの提供条件その他の詳細に関

しては設置サービス利用規約が適用されます。

3. 本部は、本条 1 項から 2 項までのほか、お客様に対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することがあります。その場合、本部は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を本部が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただくものとします。
4. 本部は本サービスが『解約』となる場合、原則として、本条 3 項に記載の商品又はサービスについても同時に提供を終了するものとします。
5. 本部は、お客様に対する通知又は連絡（以下「通知等」といいます。）をおこなう場合、お客様がその通知先又は連絡先（以下「通知先等」といいます。）として本部に届け出た最新の情報をもとにこれをおこないます。本部が合理的な努力をおこなっても通知先等が不明な場合、本部が知る最新の通知先等に対する通知等をもって本部の果たすべき義務の履行は完了したものと取り扱うとともに、お客様に対して通知等が到達したものと取り扱います。
6. 本規約のいずれかの条項又はその一部が本規約に適用される法令等（新たに制定される法令及び改正後の法令を含みます。）により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された条項又はその一部以外の本規約のその他の条項等については継続して完全に効力を有するものとします。

2026 年 6 月 1 日改定

かんでん天然水ご利用規約（famfit 購入プラン） 別記

□本規約の対象となる具体的なプランの名称（第1条）

かんでん天然水（famfit 購入プラン）

□ご利用条件・ご利用資格（第2条）

本サービスの ご利用提供外 地域	① 日本国外 ② 日本国内のうち以下の地域 沖縄県全域 ③ 前記①及び②に定めるほか、本部及び本部指定の配送事業者が配送地域外とする地域
------------------------	---

□届出事項・配送基本ルール（第2条）

届出事項	配送基本ルール
(1) 氏名	(1) 配送先の指定
(2) 住所	(2) 配送先の居住形態
(3) 電話番号	(3) 初回配送：本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯
(4) メールアドレス	(4) 定期配送：本商品の1 配送あたりの配送本数
(5) 決済方法	(5) 定期配送：本商品の1 配送あたり配送周期及び配送時間帯
(6) サーバー代金支払方法（割賦払い・一括払い）	(6) その他本部が別途指定する事項
(7) 本製品のカラーの指定	
(8) その他本部が別途指定する事項	

□初回登録事務手数料（第2条）

初回登録事務手数料	本製品 1 台あたり	3,000 円（税込 3,300 円）
-----------	------------	---------------------

□かんでん天然水カスタマーセンター（第3条）

●お問合せ先

- ・お電話からのお問合せ 0570-032-115
- ・インターネットからのお問合せ cs@kandentennensui.premium-water.net

●受付時間 10：00～18：00（年末年始を除く）

□配送事務手数料（第4条）

配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の配送事務手数料が発生します。

配送事務手数料	
本商品の場合 1 セット（2 本）あたり	1,000 円（税込 1,100 円）
本製品の場合 1 台あたり	5,000 円（税込 5,500 円）

□本商品の料金及び条件（第9条）

本商品の料金（1 セット：120×2 本）		3,580 円（税込 3,866 円）
特別割	1～60 か月目まで	－1,000 円（税込 1,100 円）/セット ※毎月 1 セットを上限に適用
	61 か月目以降	－300 円（税込 324 円）/セット

- ・ 特別割は請求対象となるお水の初回配送予定日の属する月を起算月とし、継続月数に応じてお水の料金より割引します。
- ・ 請求対象となるお水の受取りがない月は割引が適用されません。また、適用されなかった割引の権利は消失するものとし、翌月以降に繰越すことはできません。（休止・停止・出荷後キャンセル等でお水の受取りがなかった場合も同様とします。）
- ・ 本サービスの取引条件を満たさないお客様は割引の適用ができません。

□本製品の代金（第9条）

割賦払い	代金総額	60,000 円（税込 66,000 円）
	月々の支払額（割賦金）	1,000 円（税込 1,100 円）
	支払回数	60 回（5 年間）

- ・ 割賦金は、お水の受取りがなかった月も含めて、毎月発生します。

一括払い	サーバー代金	60,000 円（税込 66,000 円）
------	--------	-----------------------

□お客様による『休止』の申出期日（第12条）

お客様は、『休止』を希望する場合には、本商品の次回配送予定日の 5 営業日前（北海道地域は 6 営業日前）の 18 時までにご連絡いただくものとします。

□休止事務手数料・停止事務手数料（第12条・第13条・第14条）

お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、『休止』日又は『停止』日から最も近接する日より起算し、連続して本商品の配送が確認できない日数に応じて、以下の休止事務手数料又は停止事務手数料が発生します。

経過日数	休止事務手数料・停止事務手数料	
59 日間	60 日目以降	本製品 1 台につき 800 円（税込 880 円）
89 日間	90 日目以降	本製品 1 台につき 800 円（税込 880 円）
119 日間	120 日目以降	『強制解約』

□割賦金の残債務（第 14 条）

本製品の購入を割賦払いで契約されたお客様が、本製品の代金を完済される前に解約する場合、解約月に応じて割賦金の残債務を一括でお支払いいただきます。なお、解約月は請求対象となるお水の初回配送予定日の属する月を 1 か月目と数えるものとします。

（税込価格）

解約月	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目	7 か月目	8 か月目	9 か月目	10 か月目	11 か月目	12 か月目
残債務	¥66,000	¥64,900	¥63,800	¥62,700	¥61,600	¥60,500	¥59,400	¥58,300	¥57,200	¥56,100	¥55,000	¥53,900
解約月	13 か月目	14 か月目	15 か月目	16 か月目	17 か月目	18 か月目	19 か月目	20 か月目	21 か月目	22 か月目	23 か月目	24 か月目
残債務	¥52,800	¥51,700	¥50,600	¥49,500	¥48,400	¥47,300	¥46,200	¥45,100	¥44,000	¥42,900	¥41,800	¥40,700
解約月	25 か月目	26 か月目	27 か月目	28 か月目	29 か月目	30 か月目	31 か月目	32 か月目	33 か月目	34 か月目	35 か月目	36 か月目
残債務	¥39,600	¥38,500	¥37,400	¥36,300	¥35,200	¥34,100	¥33,000	¥31,900	¥30,800	¥29,700	¥28,600	¥27,500
解約月	37 か月目	38 か月目	39 か月目	40 か月目	41 か月目	42 か月目	43 か月目	44 か月目	45 か月目	46 か月目	47 か月目	48 か月目
残債務	¥26,400	¥25,300	¥24,200	¥23,100	¥22,000	¥20,900	¥19,800	¥18,700	¥17,600	¥16,500	¥15,400	¥14,300
解約月	49 か月目	50 か月目	51 か月目	52 か月目	53 か月目	54 か月目	55 か月目	56 か月目	57 か月目	58 か月目	59 か月目	60 か月目
残債務	¥13,200	¥12,100	¥11,000	¥9,900	¥8,800	¥7,700	¥6,600	¥5,500	¥4,400	¥3,300	¥2,200	¥1,100

□変更事務手数料・『利用開始前キャンセル』について（第 15 条・第 16 条）

申出期日	お客様による実際の申出時期	発生する手数料等
本製品の初回配送予定日から起算して 5 営業日前（北海道地域は 6 営業日前）18 時まで	お客様による申出が申出期日までにおこなわれた場合	変更事務手数料
		0 円（無償）
	お客様による申出が申出期日を経過し、かつ、本製品を受け取る前までにご連絡をいただいた場合	変更事務手数料
		本製品 1 台あたり 5,000 円 （税込 5,500 円）
	本製品を受け取った後にご連絡をいただいた場合	割賦払いの場合、割賦金の残債務を一括でお支払いいただきます。

□ウォーターサーバー回収費用（第 17 条）

回収費用	本製品 1 台あたり 2,500 円（税込 2,750 円）
------	-----------------------------------

□個人情報の利用目的（第18条）

本部がお客様の個人情報を利用する目的は、以下のとおりとなります。

- ① 本サービス利用契約の申込み及び本サービス利用契約の締結、本商品等の配送、代金等の請求、本サービスに関するお問合せ、緊急時のご連絡及びお客様情報管理その他の各種連絡対応管理のため
- ② 本部及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスその他本部のおこなう各種キャンペーン等のご案内、関連商品のマーケティング活動、マーケティングデータの調査統計分析、各種イベントの管理及び販売促進の実施のため（キャンペーン、アンケートのお知らせ、サービス改善ヒアリング等のご依頼の実施、キャンペーン等の実施及び当選の連絡及び景品等の発送等を含みます。）
- ③ 本部及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスの開発及び改善のため
- ④ 取引先等より個人情報の取扱業務を委託された場合においてこの委託された業務を実施するため
- ⑤ お客様と本部との間の契約又は法令に基づく権利の行使又は義務の履行のため
- ⑥ 前記①から⑤までに掲げるほか、本部が取り扱う商品又はサービスにおいて個別に定める目的のため
- ⑦ 前記①から⑥までに掲げるほか、各種連絡、対応管理、関連資料の送付等のため
- ⑧ 前記①から⑦までに掲げる事項の達成のために外部に本部の業務を委託するため